

平成30年度日進市わたしのまちのしあわせづくり委員会 次 第

と き 平成31年3月11日（月）
午後2時30分～
ところ 日進市役所南庁舎2階第5会議室

- 1 あいさつ

- 2 報告事項
わたしのまちのしあわせづくり委員会について

- 3 議事
(1) 委員長等の選出について

(2) にっしん幸せまちづくりプランについて
ア にっしん幸せまちづくりプラン概要

イ 実施状況

- 4 その他

平成30年度 わたしのまちのしあわせづくり委員会委員

		所属	氏名
1	学識経験を有する者	椙山女学園大学人間関係学部	谷口 功
2	区長	南ヶ丘区長	長谷川 純
3	民生委員・児童委員代表者	日進市民生・児童委員協議会	伴 律子
4	市民活動団体関係者	日進市老人クラブ連合会	土井 芳己
		日進市ボランティア連絡協議会	大野 忠夫
5	教育機関関係者	赤池小学校長	吉田 勝俊
		愛知淑徳大学 コミュニティ・コラボレーションセンター	秋田 有加里
6	社会福祉関係事業者	あかいけ寿老会 赤池学区家庭教育推進委員会	山田 幹雄
		きまもり会	興梠 精視
		日東保育園	成田 ゆき江
7	公募の市民	公募市民	武田 千恵
8	その他市長が必要と認める者	日進市わたしのまちのサポーター会議	井口 紘一
		日進市わたしのまちのサポーター会議	数井 美津子

日進市附属機関の設置に関する条例

平成26年12月19日
条例第25号

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、附属機関の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 別表執行機関の欄に掲げる執行機関に、同表名称の欄に掲げる附属機関を置く。

(担当事務)

第3条 附属機関（前条の附属機関をいう。以下同じ。）の担任する事務は、別表担当事務の欄に掲げるとおりとする。

(委員)

第4条 附属機関の委員（以下この条において「委員」という。）の定数は、別表委員定数の欄に掲げるとおりとする。

2 委員は、別表委員構成の欄に掲げる者のうちから、当該附属機関の属する執行機関が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、別表委員任期の欄に掲げるとおりとし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(旧附属機関の廃止及び新附属機関の設置に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日前に存する合議体で別表に掲げる附属機関のいずれかに相当するもの（以下「旧附属機関」という。）にされた諮問で、この条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは、それぞれ同表に掲げる附属機関（以下「新附属機関」という。）にされた諮問とみなし、当該諮問について旧附属機関がした調査、審議その他の手続は、それぞれ新附属機関がした調査、審議その他の手続とみなす。

平成31年3月11日(月) 日進市わたしのまちのしあわせづくり委員会
資料1-1

(委員の任期の特例)

- 3 この条例の施行の際現に旧附属機関の委員である者は、この条例の施行の日に新附属機関の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、これらの委員の任期は、別表に掲げる委員の任期にかかわらず、旧附属機関の委員の残任期間とする。

別表 (第2条関係)

執行機関	名称	担当事務	委員定数	委員構成	委員任期
市長	日進市名誉市民推挙委員会	名誉市民の推挙について調査審議すること。	10人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) その他市長が必要と認める者	2年
	日進市わたしのまちのしあわせづくり委員会	日進市地域福祉計画に関すること。	15人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 区長経験者 (3) 民生委員児童委員の代表者 (4) 市民活動団体構成員 (5) 教育機関構成員 (6) 社会福祉関係事業者 (7) 公募の市民 (8) その他市長が必要と認める者	2年以内

○日進市附属機関の設置に関する条例施行規則

平成27年3月3日

規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、日進市附属機関の設置に関する条例(平成26年日進市条例第25号。以下「条例」という。)第5条の規定に基づき、市長の附属機関(以下「附属機関」という。)の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務等)

第2条 附属機関は、市長の諮問に応じ、条例別表に定めるその担任する事務について意見を述べるものとする。

2 附属機関は、前項に規定するほか、市長の求めにより、条例別表に定めるその担任する事務について調停、審査、審議又は調査等を行うものとする。

(会長及び副会長)

第3条 附属機関に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、委員の互選によって定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

3 会長は附属機関を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 附属機関の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会長及び副会長並びに会議の特例)

第5条 市長は、前2条の規定にかかわらず、別に規則で特別の定めをすることができる。

(関係者の出席)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めてその説明若しくは意見を聴き、又は関係者に対し必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 附属機関に、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 附属機関の庶務は、別表に定める部課等において処理をする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、附属機関の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別表(第8条関係)

附属機関の名称	庶務担当の部課等
日進市名誉市民推挙委員会	企画部秘書広報課
日進市訴訟支援審査委員会	企画部人事課
日進市姉妹・友好都市委員会	市民生活部市民協働課
日進市市民自治活動推進補助金審査会	市民生活部市民協働課、環境課
日進市市民自治活動推進事業選定委員会	市民生活部市民協働課、環境課
日進市地域公共交通会議	市民生活部生活安全課
日進市地球温暖化対策地域協議会	市民生活部環境課
日進市環境基本計画策定委員会	市民生活部環境課
日進市地球温暖化対策実行計画策定委員会	市民生活部環境課
日進市一般廃棄物処理基本計画策定委員会	市民生活部環境課
日進市いきいき健康プランにしん21推進委員会	健康福祉部健康課
日進市わたしのまちのしあわせづくり委員会	健康福祉部地域福祉課
日進市障害者自立支援協議会	健康福祉部介護福祉課
日進市老人ホーム入所判定委員会	健康福祉部地域福祉課
日進市高齢者福祉・介護保険事業運営協議会	健康福祉部地域福祉課
日進市福祉有償運送運営協議会	健康福祉部地域福祉課
日進市社会福祉法人審査委員会	健康福祉部介護福祉課
日進市社会資本整備総合交付金評価委員会	建設経済部都市計画課
日進市食育推進委員会	建設経済部産業振興課

にっしん幸せまちづくりプランの実施状況

【1】市内すべての地域をつなぐ横断組織の設置と活動の拡充

成果指標名	主な関係部署等	初期値(H26)	H27年度	H28年度	H29年度	現状値(H30)	目標値(H31)	平成30年度実施方針	平成30年度実績 (○市の実績、◎社協の実績、●市と社協の実績)	平成31年度実施方針
福祉総合相談窓口の設置【新規】	福祉部局、企画政策課	設置なし	設置あり	設置あり	設置あり	設置あり	設置あり	引き続き「くらしサポート窓口」を開設。	○生活困窮者等の相談窓口として、「くらしサポート窓口」の継続設置。	引き続き「くらしサポート窓口」を開設。
地域たすけあい相談員の配置【新規】	社協	0地区	1地区	1地区	1地区	1地区	9地区	地域課題の解決方法の地域へ提案し、全地域に配置ができるよう地区に働きかけていく。	◎南ヶ丘区で毎月勉強会を開催。併せて相談会も実施。香久山区での組織立上げ、支え合いサービス創出に関する支援を行う。蟹甲区2か所、本郷区、岩崎区2か所で新たなつどいの場の立上げ支援を行った。小学校区ごとに専任職員を置くことができないため、2名の職員で全地域を対応している。	地域課題の解決方法を地域へ提案し、全地域に配置ができるよう地区に働きかけていく。また、地域で相談会を設けられるよう協力を求めていく。全地域に充足できるよう環境整備に努めていく。
優先◎ 地域での座談会等開催回数	地域福祉課、社協	14回	50回	71回	73回	100回	95回	引続き住民座談会を実施し、地域のニーズに合った支援等について協議。	●第1層及び第2層生活支援コーディネータと連携して、生活支援体制整備に関する説明会を開催した。 ◎御岳自治会において、行政計画に関する勉強会を行った。2月には南ヶ丘区において、地域に支えられて子の看病をした経験者の話を聞き意見交換を行う予定。	各地域が「支え合い活動の仕組み」づくりをする際に、必要なテーマを設定し開催を続ける。
◎ 区・自治会での協働組織の設置	地域福祉課、社協	2か所	2か所	2か所	2か所	3か所	19か所	関心の高い地域等を重点に、設置に向けた地域調整を実施。	●第1層及び第2層生活支援コーディネータと連携して、生活支援体制整備に関する説明会を開催した。 ◎新たに、香久山地区に「香久山たすけあうまちづくり協議会」が設置された。	生活体制整備事業と連携し、包括的に助け合いを推進できるよう調整する。
生活支援コーディネーターの配置人数【新規】	地域福祉課	0人	0人	5人	5人	5人	3人	必要に応じて生活支援コーディネーターの活動支援を検討。	○第1層(市全域)2名、第2層(市内3包括圏域)3名を配置した。 ◎社協にて第1層を受託。	○第1層(市全域)2名、第2層(市内3包括圏域)3名の配置を継続する。
地域たすけあい会議の設置【新規】	地域福祉課、社協	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所	9か所	生活支援体制整備事業に関連し、第2層協議体と役割を明確にし設置検討を進める。	●第1層及び第2層生活支援コーディネータと連携して、生活支援体制整備に関する説明会を開催した。 ●小学校区に対する設置目標について、日常生活圏域や行政区等の区域設定と比較し、求められる役割を再確認する。	生活体制整備事業と連携し、包括的に助け合いを推進できるよう調整する。

にっしん幸せまちづくりプランの実施状況

【2】新たな要支援者層や困りごとを抱える人への支援

成果指標名	主な 関係部署等	初期値 (H26)	H27年度	H28年度	H29年度	現状値 (H30)	目標値 (H31)	平成30年度実施方針	平成30年度実績 (○市の実績、◎社協の実績、 ●市と社協の実績)	平成31年度実施方針
◎ 横断的な専門 部署の個別ケ ア会議の開催 【新規】	地域福祉課、 介護福祉課、 子育て支援 課、健康課、 生活安全課、 学校教育課、 収納課、社協	未実施	実施	実施	実施	実施	実施	引き続き生活困窮者自立支援事業支援調整会議を開催し支援の充実を図る。	● 地域福祉課を中心に、関係課及び関係機関を招集し、生活困窮者自立支援事業支援調整会議を定期開催した(7回)。また必要に応じて、支援者の状況に応じて、必要な機関と連携し、個別ケア会議を実施した。	引き続き生活困窮者自立支援事業支援調整会議を開催し支援の充実を図る。
◎ 生活困窮者等 に関する研修 会開催回数 【新規】	社協	0回/年	4回/年	0回/年	2回	3回/年	1回/年	生活困窮者等の事業についての研修を通じて各種団体や市民の意識を啓発し、支援の担い手の確保を目指す。	◎ 愛知県社協が行う市町村社協個別支援事業の助成金を利用し、子育てや教育に関わる各種団体と協力して、隔月で個々の団体の活動している分野について、市民対象の講座を開いた(3回)。	生活困窮者等の事業についての研修を通じて各種団体や市民の意識を啓発し、支援の担い手の確保を目指す。市内の一般企業へ事業の周知を行い、連携体制の整備を行う。
当事者交流会 の場づくり	地域福祉課、 社協	3か所	3か所	5か所	6か所	10か所	5か所	◎民間支援団体や当事者と協議を行う中で、必要に応じた支援体制の構築を目指す。	○介護者のつどい、認知症家族交流会、認知症カフェ(4か所)の運営や情報共有等を行った。 ◎すばる、いちばん星の図書室、ラポールラボ、肢体不自由の方の子育てを支援するため、気軽に集まれ、おしゃべりできる交流の場「しゃべり場」の支援を行った。	民間支援団体や当事者と協議を行う中で、必要に応じた支援体制の構築を目指す。
生活保護世帯 の就労率	地域福祉課、 社協	69%	83%	100%	100%	80%	75%	引き続き、自立に向けた支援を実施。また、生活困窮者自立支援事業を推進することにより、生活保護を受給する前に就労できる環境を支援。	● 支援員による定期的な面談や情報提供を行い、安定した生活に向けた自立支援を行った。	引き続き、自立に向けた支援を実施。また、生活困窮者自立支援事業を推進することにより、生活保護を受給する前に就労できる環境を支援。

にっしん幸せまちづくりプランの実施状況

【3】協働による地域の見守り支援体制の充実

成果指標名	主な 関係部署等	初期値 (H26)	H27年度	H28年度	H29年度	現状値 (H30)	目標値 (H31)	平成30年度実施方針	平成30年度実績 (○市の実績、◎社協の実績、 ●市と社協の実績)	平成31年度実施方針
◎ 見守り活動養成 成人数	地域福祉課、 社協	4,193名	5,258名	5,875名	6,310名	6,988名	5,500名	引き続き、各種養成講座を開催。	○ 認知症サポーター養成講座を市全域や行政区単位で積極的に開催し226名が修了された。 ◎まちの守り人養成講座は、大人向け(三本木地区(2か所)・本郷地区)31名、子ども向け(3小学校)412名、合計443名を養成した。 ◎精神保健福祉ボランティア養成講座は9名を養成した。 ◎3月に災害ボランティアコーディネーター養成講座を開催予定。	福祉だよりに加え、養成講座周知ちらしを作成し、周知に努める。学校向け福祉実践教室紹介冊子を整理し、受講校の増加を目指す。
こども110番登録戸数	学校教育課	548戸	531戸	524戸	513戸	500戸	600戸	教育委員会と学校を中心として啓発を行う。	○ 新規登録者のところへは学校から先生が直接出向き、通学路こども110番の家として適切な場所であるかを確認した上で、子供達の安全のための協力をお願いをし、看板をお渡ししている。 ○ 設置協力者を対象としたアンケートを実施し、利用状況や意見を集計している。	ホームページや広報等を通じて啓発を行う。
認知症高齢者徘徊模擬訓練実施回数	地域福祉課	0回/年	0回/年	0回/年	1回/年	1回/年	2回/年	認知症への理解促進を深め、徘徊模擬訓練など地域における取組促進を図る。	○平成29年度に構築した支援体制に基づき、五色園において、認知症高齢者等行方不明時捜索訓練を実施した。	認知症への理解促進を深め、認知症高齢者等行方不明捜索の体制構築や訓練など地域における取組促進を図る。
防災訓練実施回数	危機管理課	2回/年	2回/年	2回/年	1回/年	1回/年	2回/年	指定避難所一ヶ所で地域住民を対象とした避難所開設・運営訓練の実施。	○梨の木小学校の地域住民を対象とした避難所開設・運営訓練を平成31年1月26日実施予定。 ●要援護者の避難所生活支援者向けサポートブックを活用し、要援護者への配慮を学んだ。	指定避難所一ヶ所で地域住民を対象とした避難所開設・運営訓練の実施
地域の自主防災組織数	危機管理課	32団体	36団体	38団体	38団体	38団体	35団体	設立されていない区域に対して、自主防災組織設立への支援を行う。	○自主防災組織の活動支援を行った。	設立されていない区域に対して、自主防災組織設立への支援を行う。
地域の自主防犯組織数	生活安全課	26団体	28団体	30団体	30団体	30団体	29団体	愛知県防犯ボランティア養成アカデミーなどの開催を行うことで、ソフト面を支援し、現状ある団体についても活性化を図る。	市主催の防犯教室や愛知県防犯ボランティア養成アカデミーの開催、防犯パトロール用品の貸与を行い、団体の活性化を図った。	引き続き、防犯教室や防犯ボランティア養成アカデミーの開催、物品の貸与などでソフト面の支援を行う。

にっしん幸せまちづくりプランの実施状況

【3】協働による地域の見守り支援体制の充実

成果指標名	主な 関係部署等	初期値 (H26)	H27年度	H28年度	H29年度	現状値 (H30)	目標値 (H31)	平成30年度実施方針	平成30年度実績 (○市の実績、◎社協の実績、 ●市と社協の実績)	平成31年度実施方針
地域での座談会等開催回数	再掲	14回					95回			
災害時要援護者数	危機管理課	1,124人	1,079人	1,071人	1,070人	1,083人	1,370人	引き続き地域の協力を得ながら災害時要援護者の把握、登録を行う。	○区長、民生委員児童委員の協力を得ることができた。	引き続き地域の協力を得ながら災害時要援護者の把握、登録を行う。
高齢者世帯福祉票登録世帯数	地域福祉課	906世帯	936世帯	980世帯	963世帯	911世帯	1,150世帯	民生委員児童委員等を通じた啓発を、引き続き行う。	○民生委員児童委員定例会において、実態の把握に努めていただくよう啓発を実施した。	民生委員児童委員等を通じた啓発を、引き続き行う。
民生委員児童委員による赤ちゃん訪問の割合	健康課	98%	96.7%	97.5%	99.2%	99.0%	100%	引き続き訪問を実施し、要支援家庭を把握した場合に早期に適切な支援を行っていく。	○生後4か月を迎えるまでの赤ちゃんがいる家庭に地域の民生委員と主任児童委員が訪問し、子育て支援情報等をお届けした。	引き続き訪問を実施し、要支援家庭を把握した場合に早期に適切な支援を行っていく。
福祉事業者交流会開催回数【新規】	地域福祉課、社協	0回/年	3回/年	3回/年	6回/年	5回/年	2回/年	引き続き、多職種による情報共有及び意見交換の機会を設置する。地域の福祉を下支えする福祉事業者の支援を行っていくため、地域の事業者への意見聴取を行う等、必要な支援体制の構築を検討する。	<ul style="list-style-type: none"> ●生活支援体制の整備を進めるため、NP ○、ボランティア、介護事業関係者等生活支援サービスの担い手との情報の共有・連携強化の場を継続実施。(地域支えあい円卓会議：2回) ○顔の見える多職種連携研修を1回開催。 ○「地域福祉をつなぐ会」として、虐待への取り組みなど情報共有及び意見交換を行い、介護事業者を中心とした交流会を実施した(2回) ◎社協では福祉事業者交流会を実施していない。 ◎赤い羽根公募プレゼンテーション助成金を財源として実施する公開プレゼンテーションによる助成金を、新たに事業所が地域に開かれた形で実施する従事者講習会についても助成の対象とし、事業所の支援を行った(助成申請1事業所100,000円)。 	○在宅医療・介護連携支援センターと連携しながら、多職種による情報共有及び意見交換の機会を設置する。地域の福祉を下支えする福祉事業者の支援を行っていくため、地域の事業者への意見聴取を行う等、必要な支援体制の構築を検討する。 ◎事業所への助成金については、引き続きPRをし、周知に努めるとともに、より使いやすい助成金を目指す。

にっしん幸せまちづくりプランの実施状況

【3】協働による地域の見守り支援体制の充実

成果指標名	主な関係部署等	初期値(H26)	H27年度	H28年度	H29年度	現状値(H30)	目標値(H31)	平成30年度実施方針	平成30年度実績 (○市の実績、◎社協の実績、●市と社協の実績)	平成31年度実施方針
市民活動に関する相談件数	市民協働課、社協	51件/年	156件/年	320件/年	303件/年	159件/年 65件/年	100件/年	<p>広報、にぎわいNEWS等による市民活動の周知・啓発。相談支援等による団体活動支援の強化。市民活動推進事業及びにぎわい交流館事業の充実。ESD推進基本方針と連動したにっしんわいわいフェスティバル実施による事業の充実。</p> <p>人材データベースを活用し、効率的なマッチングを行うとともに、ボランティア活動を希望する方に合った情報提供を行う。にぎわい交流館との情報共有を行い、一体的な支援体制の構築を目指す。</p>	<p>○ 広報に市民活動啓発特集記事(8月号、3月号(予定))を掲載、にぎわいNEWSを作成し(5月、11月)、地域回覧し、公共施設等に設置した。にぎわい交流館の団体チラシ棚を増設し、また、毎月発行の団体イベントカレンダーを設置した。月に2回、公共施設への団体チラシの設置依頼を行った。</p> <p>○ 市民活動団体による公募提案型事業において、庁内から協働事業を募り、より必要性の高い事業の実施に努めた。</p> <p>○ にぎわい交流館事業としては、団体・市民の関心があるテーマと地域課題をマッチングし、内容(プログラム)についても趣向を凝らして実施した。また、団体事務の支援、団体の会計に関する講座等、団体のニーズに応じた事業の充実を図った。</p> <p>○ にっしんわいわいフェスティバルにおいては、ESD推進基本方針のテーマを網羅し、産業・観光の分野を新たに加え、広く企業による地域貢献・活性化も提案し、内容の充実を図った。</p> <p>○ 相談支援の成果の一つとして、にぎわい交流館の登録団体数が順調に伸びており、また、館の利用率・利用者数も高い。</p> <p>◎ ボランティア活動に関する相談に随時対応するほか、にっしんわいわいフェスティバル等にも出展し、ボランティアに関する相談窓口のPRを行った。</p> <p>◎ ボランティア相談件数4~12月65件。</p>	<p>広報、にぎわいNEWS等による市民活動の周知・啓発。相談支援等による団体活動支援の強化。市民活動推進事業及びにぎわい交流館事業の充実。にっしんわいわいフェスティバル実施による事業の充実。</p> <p>人材データベースを活用し、効率的なマッチングを行うとともに、ボランティア活動を希望する方に合った情報提供を行う。にぎわい交流館との情報共有を行い、一体的な支援体制の構築を目指す。</p> <p>◎引き続き、ボランティア人材データベースを活用し、効率的なマッチングを行うとともに、ボランティア活動を希望する方に合った情報提供を行う。にぎわい交流館との情報共有を行い、一体的な支援体制の構築を目指す。</p>
各種ボランティア養成講座受講者延人数	社協	265人/年	289人/年	340人/年	235人/年	673人/年	300人/年	<p>多くの市民のボランティアのきっかけとなる養成講座を企画し、開催していく。</p>	<p>◎ ボランティア活動へのきっかけとなるよう、新たにマジックボランティア養成講座を開催したほか、これまでのボランティアサントの活動の場を広げ、児童施設での豆まきにも派遣できるよう、イベントボランティアとして講座を開催した(精神保健福祉V9名、まちの守り人養成講座443名、音訳12名、音訳ステップアップ20名、イベント5名、マジック6名、おたっしゅV83名、精神障害者居場所支援80名)。</p> <p>○ 近隣市町と協力し、手話奉仕員養成講座(12名)、要約筆記奉仕員養成講座(3名)を行った。</p>	<p>◎引き続き、多くの市民のボランティア活動のきっかけとなる養成講座を企画、開催していく。</p>

にっしん幸せまちづくりプランの実施状況

【4】地域福祉活動の継続支援に向けた情報の集約と支援体制の再編

成果指標名	主な 関係部署等	初期値 (H26)	H27年度	H28年度	H29年度	現状値 (H30)	目標値 (H31)	平成30年度実施方針	平成30年度実績 (○市の実績、◎社協の実績、●市と社協 の実績)	平成31年度実施方針
◎ 地域の人材情報の集約【新規】	地域福祉課、 市民協働課、 生涯学習課、 社協	未実施	実施	実施	実施	実施	実施	市民活動推進事業及びにぎわい交流館事業を充実し、人材情報の集約を図る。関係機関等と連携し、人材情報の集約を図る。 「生涯学習人材情報まちかどネットワーク」が有効に活用されるよう、周知方法等を検討。 ボランティアセンターでは、引き続き個人登録の推進を行う。	○市民活動推進事業、にっしんわいわいフェスティバル事業、にぎわい交流館事業、にぎわい交流館登録団体等の相談支援等あらゆる機会をとおして、人材情報の把握、人材との連携作りを行った。にぎわい交流館（市民活動支援センター）と社会福祉協議会（ボランティアセンター）と日常的な交流を継続し、人材情報の集約、共有、活用を図った。 ○「生涯学習人材情報 まちかどネットワーク」にて、情報の集約及び集約した情報の提供を行った。また、「まちかどネットワーク登録講師講座」を開催し制度の周知を行った。 ◎団体及び個人のボランティア登録をすすめた（75団体、個人4名）。 ◎にぎわい交流館との情報共有のため、毎月1回定例会議を行った。	○市民活動推進事業及びにぎわい交流館事業、にっしんわいわいフェスティバル事業、相談支援事業を充実し、人材情報の集約を図る。関係機関、特に、大学の教員、学生、企業の地域貢献担当者等とも幅広く連携し、人材情報の集約を図る。 ○「生涯学習人材情報まちかどネットワーク」が有効に活用されるよう、周知方法等を検討。 ◎引き続き、ボランティアの登録、にぎわい交流館との情報共有を行っていく。
助成金等の情報の集約【新規】	地域福祉課、 社協	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	実施	外部の助成金情報を募集期間等も含めて集約し、ホームページへ掲載できるよう検討する。	◎情報の公開には至っていないが、各助成制度の情報を収集・ファイリングし、個別相談の際に活用を始めた。	より効率的に、情報提供できるよう、情報収集に努める。
空家等の情報集約【新規】	地域福祉課、 都市計画課、 社協	未実施	実施	実施	実施	実施	実施	空家バンクの登録物件の掘り起こしのため、制度周知ポスターを作成する等、引き続き各種周知活動を展開していく。	○空家バンクの登録物件について、都市計画課から地域福祉課に情報提供を行った。 ○空家バンク登録にこそ至らなかったが、所有する空家を高齢者施設等として活用できないかという地域福祉課への相談に対し、都市計画課と連携して宅建業協会東名支部に業者の斡旋を依頼した。	空家バンク登録物件のさらなる掘り起こしのため、DM、HP、広報等各種媒体を活用して、制度周知に努める。
◎ 福祉有償運送実施事業者数	地域福祉課、 社協	1事業者	1事業者	3事業者	3事業者	3事業者	3事業者	安定した事業継続に向けて、運営支援を行う。	○1事業者からの対価変更に係る変更申請に対する協議を行った。日進市における福祉有償運送の現状や課題に対する審議を行った。	福祉有償運送を行うドライバー不足を解消し、公共交通機関の利用が困難な高齢者や障害者等の移動手段を確保するため、福祉有償運送ドライバー養成講習会を開催する。

にっしん幸せまちづくりプランの実施状況

【5】つどいの場の創設支援

成果指標名	主な 関係部署等	初期値 (H26)	H27年度	H28年度	H29年度	現状値 (H30)	目標値 (H31)	平成30年度実施方針	平成30年度実績 (○市の実績、◎社協の実績、●市と社協 の実績)	平成31年度実施方針
◎ つどいの場の 開設	地域福祉課、 社協	22カ所	48ヶ所	55ヶ所	61ヶ所	65ヶ所	50カ所	引き続き、「つどいの 場」の開設・拡充・運 営の支援をしていく。	○広報にっしんに、ほっとカフェの位置や開 催時間等を紹介する特集記事を掲載した。 ● 市民による「つどいの場」新規立ち上げ や運営を支援するため、運営団体へ事業内容 に応じた補助金を交付した。 ◎つどいの場としての新たな登録は、7か 所。 ◎ほっとカフェ連絡会に て、市内のほっとカフェをめぐってスタンプ を集めるスタンプラリーを企画・実施。 (ぶらっとホーム6カ所、ほっとカフェ21 カ所、ふれあい・いきいきサロン13カ所、 体操スポット19カ所、その他6) ◎助成金交付：運営助成金15団体651,900 円(予定)、プレゼン助成金：1団体 97,200円)	◎つどいの場の運営者が 相談できる場の創出、他 のつどいの場との交流が できる場の創出に努め る。

